

令和4年度市営住宅使用料滞納者の法的措置について

1 法的措置

市営住宅使用料（家賃）滞納者のうち、対象者を選定し裁判所を通じて、明渡しの請求等に係る訴訟、訴え提起前の和解（即決和解）等の法的措置を講じている。

2 法的措置候補者の選定基準

滞納額が10万円以上かつ3か月以上、又は滞納月数が9か月以上である者

※自己破産や過去に法的措置を行った者を除外

3 法的措置候補者への対応フロー

